

第1回レクシアオンラインセミナー

特許権侵害の損害賠償に関する最新動向と訴訟遂行上の留意点

～炭酸パック化粧品事件・美容器事件の知財高裁大合議判決と
令和元年特許法改正を踏まえて～

2020年4月22日配信開始（約70分）

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊所では、2011年1月の事務所設立以降、企業の知財部、法務部の皆様に最新の実務情報を提供させていただくため、定期的にセミナーを開催させていただいておりましたが、本年4月8日に新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言は発出された現状に鑑み、この度、新たな試みとして、オンラインセミナーを開催させていただくことに致しました。

初回の今回は、「特許権侵害の損害賠償に関する最新動向と実務上の留意点」とのテーマで、弊所代表パートナーの山田威一郎 弁護士・弁理士の講義を配信させていただきます。

特許権侵害の損害賠償額の算定方法に関しては、弊所で担当させていただいた炭酸パック化粧料事件の知財高裁大合議判決（令和元年6月7日判決）において、特許法102条2項、3項に基づく損害額の算定方法に関する知財高裁の考え方が示されましたが、本年2月28日に出された美容器事件の知財高裁大合議判決で、特許法102条1項の損害賠償額の算定手法に関しても、知財高裁の統一的理解が示されました。

また、本年4月1日に施行された改正特許法においては、改正前102条1項と3項の重畳適用も認められるようになり、今後、従来よりも高額な損害賠償が認められる可能性が高まっています。

本セミナーでは、上記の2件の知財高裁大合議判決と改正特許法の内容のほか、損害論の審理に関する実務上の留意点に関し、ご説明をさせていただきます。

日々、外出もできず、不安な日々をお過ごしの方も多いかと思いますが、こんなときだからこそ少しでも前向きな気持ちで、新しい知識を吸収していただければ幸いです。

本セミナーは、弊所にて事前収録をしたものを、動画配信サイトに限定公開する方式で開催させていただきますので、ご都合のよいお時間にご視聴いただけます。

なお、2回目以降のオンラインセミナーについても、現在、準備中を進めておりますので（山田弁護士のほか、弊所の他の弁理士からの配信も予定しております）、順次お知らせいたします。ご興味のある方は、以下のウェブサイトからお申し込みをいただきますようお願いいたします。

謹白

セミナーのお申し込みについて

【配信期間】

2020年4月22日から2か月程度

【セミナー申込方法】

以下のウェブサイトアクセスいただき、お申し込みください。お申込みいただいた方に、動画配信サイト及び配付資料のURLをご連絡させていただきます。

<https://39auto.biz/lexia/touroku/entryform8.htm>

【参加料】 無料（企業の知財関係者、法務関係者対象）

【主催】

レクシア特許法律事務所（大阪市北区中之島6-2-40 中之島インテス21階）